

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会 関係府省庁連絡会議（第1回）

平成25年10月11日(金)12:00～12:10
於：総理大臣官邸4階大会議室

議事

- 1 下村東京オリンピック・パラリンピック担当大臣あいさつ
- 2 今後の進め方について

(配布資料)

- 資料1 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係
府省庁連絡会議の開催について
(平成25年10月11日 内閣官房長官決裁)
- 資料2 立候補ファイル（TOKYO2020）より抜粋

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会
関係府省庁連絡会議の開催について

平成25年10月11日
内閣官房長官決裁








- 1 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

| | |
|------|---|
| 議長 | 内閣官房副長官（事務） |
| 議長代行 | 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長 |
| 副議長 | 内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（外政）、 文部科学事務次官、厚生労働事務次官 |
| 構成員 | 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理） 内閣広報官 内閣情報官 内閣法制次長 復興庁事務次官 内閣府事務次官 総務事務次官 法務事務次官 外務事務次官 財務事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官 防衛事務次官 警察庁長官 金融庁長官 消費者庁長官 |

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

目次





第1巻 導入

| | | | |
|----|---|----------------------|-----|
| 01 |  | ビジョン、レガシー及びコミュニケーション | 003 |
| 02 |  | 大会の全体的なコンセプト | 011 |
| 03 |  | 政治及び市民の支援 | 019 |
| 04 |  | 法的側面 | 027 |
| 05 |  | 環境 | 035 |
| 06 |  | 財政 | 045 |
| 07 |  | マーケティング | 063 |

第2巻 導入

| | | | |
|----|---|-------------|-----|
| 08 |  | 競技及び会場 | 081 |
| 09 |  | パラリンピック競技大会 | 125 |
| 10 |  | 選手村 | 139 |

第3巻 導入

| | | | |
|----|---|----------------------|-----|
| 11 |  | 大会の安全、セキュリティ及び医療サービス | 175 |
| 12 |  | 宿泊施設 | 185 |
| 13 |  | 輸送 | 223 |
| 14 |  | メディア | 253 |
| | | 終わりに | 263 |

- 3.1 オリンピック競技大会に関わるすべての都市や地域、州、その他の所轄官庁のリストを提出してください。
- オリンピック競技大会の準備と運営において、各所轄官庁が提供を求められる正確な責務と支援について、表を使って説明してください。また、立候補段階及び開催都市決定後に、さまざまな政府当局や団体間の連携確保のため予定されている手順を述べてください。

所轄官庁と緊密に連携したオリンピック競技大会

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備と運営に深く関わる所轄官庁は、以下の通りである。

- ・日本国政府
- ・東京都
- ・他の地方自治体

これらの所轄官庁は、2020年東京大会を支持することを既に表明している。これらの所轄官庁の責務と支援を表3.1で示す。

表 3.1 所轄官庁の責務と支援

| | | |
|------------------|---|---|
| 東京都 | (仮称)オリンピック・パラリンピック準備本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック競技大会の東京都側窓口として、都庁内関連部局との連絡・調整を行う。 ・東京都所有の既存施設及び新築恒久施設の工事進捗を監理する(詳細は表8.8を参照のこと。) ・選手村が確実に整備されるよう監督する。 ・都市活動、文化・教育プログラムを展開、統括する。 ・東京都の管轄内において、輸送に関する計画と運営について大会組織委員会などと連携する。 |
| | 警視庁 | 警視庁に設置されるオリンピック警備本部は、防衛省、海上保安庁、東京消防庁、大会組織委員会と緊密に連携しながら、都内におけるオリンピックセキュリティ活動を統括する(詳細は、11.7を参照のこと。) |
| | 東京消防庁 | 会場管理立入検査等による防火安全対策や、消火活動、人命救助活動、搬送を含む救急業務など、都内における緊急サービスを行う。 |
| | その他の部局 | <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック病院(都立病院)を運営する(詳細は、表11.11aを参照のこと。) ・都府施設において、必要な対策を講じてアンブッシュ・マーケティングに対応する。 |
| 日本国政府 | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ行政を担い、オリンピック競技大会の政府窓口として各省庁の調整を行う。 ・ドーピング・コントロールに係る全般的な調整を行う。 |
| | 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を包括的に監督する。 ・大会輸送全体に関する運営にあたり、大会組織委員会などと連携する。 |
| | 警察庁 | 他都市で行われる聖火リレーやサッカー予選会場等の警備に関して、都道府県警察の相互連携に関する調整を行う。 |
| | 防衛省 | 飛行制限区域の監視・警戒を行う。 |
| | 海上保安庁 | 海上の警備・警戒を行う。 |
| | 厚生労働省 | 障害者スポーツ行政を担い、パラリンピック競技大会の政府窓口として各省庁の調整を行う。 |
| | 法務省 | 入国管理を行う。 |
| | 外務省 | 査証に係る措置をとる。 |
| | 財務省 | 関税等の徴収と通関手続きを行う。 |
| 経済産業省 特許庁 | 知的財産権の保護を行う。 | |
| 地方会場等がある東京都外の自治体 | 札幌市(北海道) さいたま市、川崎市(埼玉県) 横浜市(神奈川県) 利府町(宮城県) | セキュリティ、医療サービス、会場への輸送など、大会開催に必要な事項を実施する。 |
| 東京都内の各自治体 | 23特別区、26市、13町村 | 大会組織委員会及び東京都と緊密な連携をとりながら、都市活動、文化・教育プログラムなど、さまざまなオリンピック関連活動を行う。 |

関連組織との緊密な協力を可能にする強固な連携システム

所轄官庁や民間を含む様々な組織が、確実かつ円滑に連携して大会の計画及び実行に関与するために、各種連絡調整会議が設置される。なかでも、会場施設連絡調整会議、輸送連絡調整会議、セキュリティ連絡調整会議の3つの連絡調整会議は、法人組織ではないものの重要な会議である。

なお、会場施設連絡調整会議は、恒久及び仮設の会場施設整備に向けた連絡調整を行う。東京都は、大会組織委員会との連絡調整窓口となる(仮称)オリンピック・パラリンピック準備本部を設置し、都が所有するスポーツ施設の整備や選手村の整備、大会実施に向けた調整などを行う。あわせて大会のために必要な交通インフラや関係施設の多くを「2020年の東京」の都市戦略に沿って整備する。このため、施設整備等を目的とする法人は設立しない。

この強固な連携システムの実施に向けて、すでに立候補都市段階で最初の一步が踏み出された。招致委員会の評議会が定期的開催されて、政府からスポーツ界に至るまで、幅広い組織の連携が確保されている。評議会メンバーは、JOC会長を兼ねる招致委員会理事長(IOC委員)、IOC名誉委員、東京都知事、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、国務大臣、スポーツや経済関連団体など、各界の代表者から構成される。また、東京招致に係る関係副大臣・政務官会議が定期的開催され、招致委員会、東京都、特に関連が深い省庁の間で連絡調整が行われている。

図 3.1 大会組織委員会と所轄官庁等の関係図

